

## 補助の対象要件

- ・新たに生け垣や植樹帯、花壇の造成を行う方、または既存のフェンスに緑化を行う方  
(既存のブロック塀等を撤去して生け垣等にするものを含む)
- ・生け垣等が道路に最も近接する部分が、道路の境界から2mの範囲内にあるように造成すること  
(中面の図を参照)
- ・生け垣等と道路との間に遮蔽物がないこと

### 対象外になるもの

- ・既存樹木等の植え替え及びプランターによる植栽
- ・他の緑化補助を受けているもの

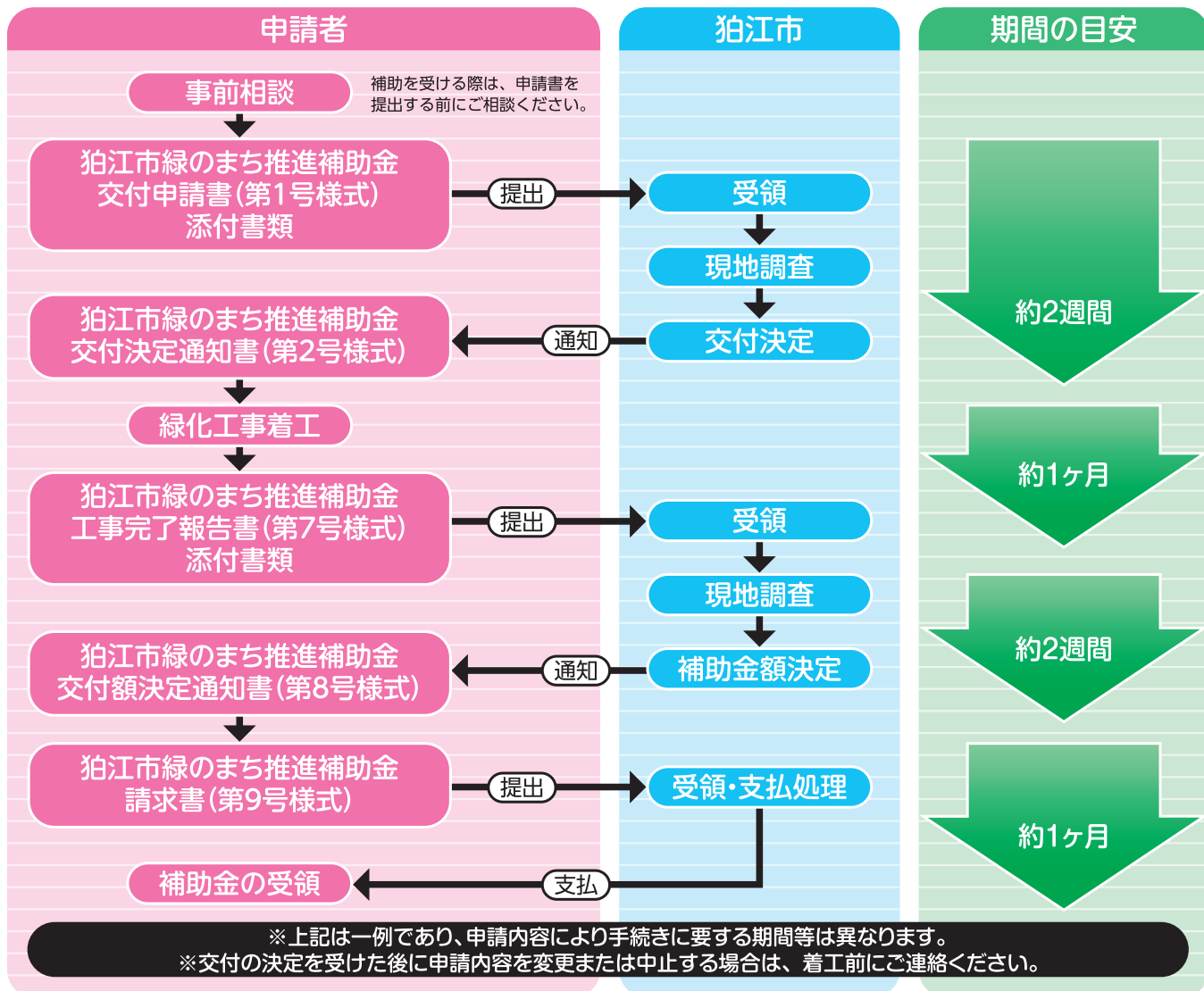
※生け垣等の造成に伴う、道路に面したブロック塀等の撤去についても、費用の一部を補助しています。

**着工後の申請はできません。補助を受ける際は申請書を提出する前にご相談ください。**

# 緑のまち 推進補助制度

緑のつづく道づくりをしてみませんか

## 申請手続きの流れ



生け垣や植樹帯、花壇、フェンス緑化には  
こんなメリットがあります



詳しいご案内と申請書のダウンロードは狛江市公式ホームページをご覧ください。

